

富士山包括的保存管理計画の改定について（案）

1 要 旨

富士山包括的保存管理計画（以下、「計画」という。）は、「第 9 章 行動計画の策定・実施」において、世界遺産富士山の構成資産の保存管理等に係る諸事業の実施主体・概要・工程を示しており、他の章を含め概ね 5 年ごとに改定を行うこととしている。

2 今回の改定について

- ・ 前回の改定（2020 年）から今年度末で 5 年が経過するが、登山規制の実施に伴い、状況が大きく変化することが想定されるため、今年度末の改定は時点の更新のみとする。
- ・ 次回の改定内容や時期については、今後の状況を踏まえ、改めて検討する。

3 今回の主な改正点

（1）「第 9 章 行動計画の策定・実施」

事業の追加・修正・削除を行うとともに、対象年度を更新する。

＜変更前＞							＜変更後（案）＞						
区分	短期			中期		長期	短期			中期		長期	
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023 以降	→	<u>2023</u>	<u>2024</u>	<u>2025</u>	<u>2026</u>	<u>2027</u>	<u>2028 以降</u>

（2）その他全般

- ・ 国や関係自治体が所管する個別計画の変更等を反映させる。
- ・ 各分冊についても時点修正等を行う。

4 今後のスケジュール

2025 年 2 月～ 3 月	改定案を、学術委員会及び作業部会において協議
2025 年 3 月	改定案を、第 18 回富士山世界文化遺産協議会において協議